



(第13回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

法人類学と「法意識」(2)

2025年12月

One Asia Lawyers Group
原口 侑子 (日本法)

前回、法や社会規範に対する考え方・行動の仕方を、「法意識」と分類される法人類学の学問分野から紹介した。

「人々が法とどのように関わるか（法をどう回避するかやどう抵抗するかも含む）」を研究する「法意識」は、「法文化」の議論の中で登場したが、最近では、Lehoucq と Taylor (2020) などによって、「法的動員」といった関連概念とともに理論化されている。両概念には重複もあるが、Lehoucq と Taylor は法的意識を「出来事の意味づけにおける、暗黙的かつ非言語的な法の活用」と定義し、法的動員を「形式的な制度的メカニズムを喚起する、明示的かつ自覚的な法の活用」と区別している。

法人類学は常に社会思想の影響下で発展している。1980年代にはポストモダニズムの影響で学者たちは権力構造に焦点を当てるようになった。法意識の研究もこの見解に影響を受け、「ヘゲモニー学派」(Chua and Engels, 2019) の権力中心アプローチ (Liu, 2015) へと発展した。

Silbey (2001:8624) によれば、「法意識」は通常「ミクロレベルの社会的行動」を指すのに対し、「法的文化」は「集団レベルの現象」を指すのだという。したがって法的意識理論の出現によって、個人の主体性と社会構造がより明確に区別されるようになった。

法的文化と法意識の理論化は継続し、Merry (2010) は法的意識を「法的文化」という用語が用いられてきた「四つの分類のひとつとして理論家した。他の3つの分類は次の通りである。一つ目は法の実践、すなわち「法制度内の法実践とイデオロギー」、二つ目は「一般市民の法に対する態度」、そして三つめは「法的動員、…様々な社会的集団や状況にある個人が法に助けを求める場合」である。その中で Merry は「法的意識」を「個人が自らを法によって定義され、その保護を受ける権利を有する存在と見なす程度」と定義した。

こうした定義による類型化は本当に正しいのか。Merry の類型論では、法的動員は法的文化のサブカテゴリーの一つと位置付けられ、法的意識とは別個の概念でありながら並行する概念として扱われている。しかし冒頭に述べたように、より近年では、Lehoucq と Taylor (2020) が法的動員に関する理論化において、これらの概念は「相互排他的ではない」と同時に「区別不能でもない」と指摘している。

「法意識」というそもそも目に見えないものを、どのように「法」という規範と絡めて定義づけるか。今も学界では議論が行われている。

参考文献



Chua, L. and Engel, D. 2019. Legal consciousness reconsidered. *The Annual Review of Law and Social Science*. 2019.15:335–53.

Ewick, P and Silbey, S. S. 1998. *The common place of law : stories from everyday life*. Chicago : University of Chicago Press.

Lehoucq, E. and Taylor, W. K. 2020. Conceptualizing Legal Mobilization: How Should We Understand the Deployment of Legal Strategies? *Law & Social Inquiry* Volume 45, Issue 1, 166–193, February 2020.

Liu, S. 2015. Law's Social Forms: A Powerless Approach to the Sociology of Law. *Law and Social Inquiry* 40 (1): 1-28. Chicago.

Merry, S. E. 2010. What is legal culture an anthropological perspective. *Journal of Comparative Law*, 5(2), 40-58.

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著 者>

	<p>原口 侑子 One Asia Lawyers Group／弁護士法人 One Asia 日本法弁護士</p> <p>2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。</p> <p>また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界30カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。</p> <p>現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院（University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)）（https://www.soas.ac.uk/）（社会人類学修士課程）に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。</p>
---	--